

第十六回国会 参议院大蔵委員会会議録第六号

昭和二十八年六月二十四日(水曜日)午後一時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事 小林 政夫君 松永 義雄君

委員 青柳 秀夫君 木内 四郎君 藤野 繁雄君 松岡 平市君 土田国太郎君 前田 久吉君 三木與吉郎君 成瀬 勝治君 野海 勝君 森下 政一君 堀木 謙三君 平林 太一君

政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君 大蔵省為替局長 東条 猛猪君 事務局側 常任委員 木村常次郎君 会専門員 小田 正義君 会専門員 大蔵省主税局 泉 美之松君 大蔵省第一課長 大蔵省銀行 局銀行課長 大月 高君

説明員

大蔵省主税局 泉 美之松君 大蔵省第一課長 大蔵省銀行 局銀行課長 大月 高君

○所得税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

第六部 大蔵委員会会議録第六号

○富裕税法を廃止する法律案(内閣送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○有価証券取引税法案(内閣送付)

○砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○登録税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国税徴収法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案(内閣送付)

○連合委員会開会の件

○委員長(大矢半次郎君) 只今より第六回の大蔵委員会を開会いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、富裕税法を廃止する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、有価証券取引税法案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、登録税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、登録税法の一部を改正する法律案、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案、(内閣送付)

○委員(大矢半次郎君) 只今より第一の議題として政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(愛知揆一君) 只今議題となりました税法関係十件の提案の理由を御説明申し上げます。

第一が所得税法の一部を改正する法律案でございます。

政府は、昭和二十八年年度において税制の一般的改正を予定し、すでに酒税の税率引下げ物品税の負担調整の措置を講じたのでありますが、その他のものについては、前国会へ提出した税制改正案を原則として踏襲する所存であります。即ち、目下暫定措置として実施している所得税の軽減措置を平常化するほか、更に所得税、法人税、相続税等につき一層負担の軽減合理化を図り、国民生活の安定、資本の蓄積に資するとともに課税の簡素化に努めることとしておるのであり、差当りここに関係十法律案を提出し、次第であります。

第一に、所得税法の一部を改正する法律案について、その大要を申し上げます。

所得税におきましては、先ず、先に臨時特例法によつて実施いたしておりました控除及び税率の改正を平常化することといたしました。即ち、基礎控除額を五万円から六万円に、扶養控除額を最初の一人について二万円から三万五千円に、給与所得についての控除の限度額を三万円から四万五千円に、それぞれ引上げると共に、社会保険料を所得から控除することとし、又税率については最低税率を二〇%から一五%に引き下げております。なお、今回富

裕税を廃止することに伴い、新たに課税所得金額のうち、三百万円をこえる部分について六〇%、五百万円をこえる部分について六五%の税率を設けることといたしました。

次に、資本蓄積の促進に資するため、有価証券の譲渡所得に対する課税を廃止し、又生命保険料の控除限度額を四千万円から八千万円に引上げることとしたしております。

更に、医療費控除については、現在医療費が所得金額の一〇%を超える場合にその超える部分について十万円を限度として控除しては、ありますが、これを所得金額の五%を超える場合にその超える部分について十五万円を限度として控除することといたしております。又退職所得についての控除額も、十五万円から二十万円に引上げることとしております。

次に、青色申告者について認められている専従者控除の限度額を五万円から六万円に引上げると共に、専従者の範囲を十八歳以上の者から十五歳以上の者に拡張することといたしております。

更に、山林所得、不動産等の譲渡所得及び一時所得の負担の軽減と課税の簡素化を図ることとし、山林所得は十五万円を控除し、五分五厘の方式によつて他の所得と合算して課税し、又不動産等の譲渡所得及び一時所得は、その合計額から十五万円を控除した後、その半額を他の所得と合算して課税することとしております。

これらの措置により、所得税の負担は相当軽減されるのでありまして、特に低額所得者につきましては、かなり顕著な軽減となるのであります。なお、この機会において課税の適正化を図るため、匿名組合契約等に基づく利益の分配について源泉徴収を行うこととし、又企業組合その他これに準ずる法人に対する課税関係について所要の規定を設けることといたしております。

第二に、富裕税法を廃止する法律案について申し上げます。

富裕税は、その実施の状況等に鑑み、負担の調整と税制の簡素化を図るため、昭和二十八年分から廃止することといたしております。

第三に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

法人税につきましては、資本蓄積の促進に資するため、企業合理化促進法及び租税特別措置法による特別償却の適用範囲の拡張及び価格変動準備金制度の改善、貸倒準備金の限度引上げ等の措置を講ずると共に、貿易の振興に資する等のため、輸出契約取消準備金制度の新設及び海外支店設置費の特別償却を認めることとしておりますが、これらの措置は近く提案を予定いたしております。租税特別措置法の改正案又は関係命令の改正によつて実施することを考慮してあります。而して法人税法の改正案におきましては、個人の有価証券に対する譲渡所得課税の廃止に伴い、法人の解散等の場合にお

ける剰余金に対する課税を、曾つて行なつていたように法人の清算所得課税によつて行ふこととしております。更に、外国で生じた所得に法人税を課税する場合には、法人税額からその所得に課せられた外国の税額を控除することとして、国際二重課税の防止を図るほか、課税の適正簡素化のため所要の改正を行ふこととしております。

第四に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。現在相続税は、相続、遺贈又は贈与によつて取得した財産について取得者の一生を通じて累積課税いたして行なつておりますが、今回実行上の難点等を考慮して、これを相続税と贈与税とに分けて課税することとし、負担の一層の軽減、合理化と課税の簡素化を図ることとしたのであります。即ち、相続税は、相続及び包括遺贈によつて取得した財産について、その都度課税し、贈与税は、贈与及び特定遺贈によつて取得した財産について、一年間分を合算して課税することとしております。

次に、基礎控除額は、相続税については従来三十万円を五十万円に引上げ、贈与税については十万円を控除することとし、又死亡保険金及び退職金についての控除額は、それら二十万円から三十万円に引上げております。

更に、税率につきましては、相続税にあつては、最高税率の七〇%は据置いておりましたが、課税価格三十万円以下の税率をそれら五%ずつ引下げると共に、階級区分に若干の調整を加えて負担の軽減を図ることとし、又贈与税にあつては、負担の均衡を考慮して、相続税の税率より若干高めとし、

おおむね現行税率と同程度といたしてあります。以上のほか、相続税の納付を容易にするため、延納の条件を緩和する等の措置を講じております。

第五に、有価証券取引税法案について申し上げます。政府は、今回有価証券の譲渡所得に対する課税を廃止することとして行なうのでありますが、有価証券の取引を行う者の負担等に顧み、この機会において有価証券取引税を創設し、有価証券の譲渡があつた場合に、軽度の税率により課税することとして行なう次第であります。

有価証券取引税は、公社債券、株券、出資証券、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券等の有価証券の譲渡があつた場合に、その譲渡価額を課税標準とし、その譲渡者を納税義務者として課税することとして行なうのであります。短期国債及び国民貯蓄債券等の譲渡につきましては、その性質に顧みて課税しないこととして行なうのであります。更に、公社債券等の譲渡につきましては、その取引の現状等を考慮して、今後一年間は課税しないこととして行なうのであります。

次に税率は、有価証券の取引を阻害しないこと等を考慮して、公社債券及び貸付信託の受益証券については万分の七、株券、出資証券及び証券投資信託の受益証券については万分の十五とあり、有価証券の譲渡者が証券業者である場合には、その譲渡が頻繁に行われる点等を考慮して、右の税率をそれぞれ万分の三及び万分の六として行なうのであります。なお、証券投資信託の信託財産に属する株券の譲渡について

は、証券投資信託の育成の見地から、今後二ヶ年間に限つて、万分の六に軽減することといたしてあります。次に納税につきましては、極力その簡素化に努め、証券業者が取扱う場合における税額は、証券業者が毎月分をとりまとめて納付するものとし、その他の場合における税額は、譲渡の際有価証券取引書に印紙を貼付して納付することとして行なうのであります。

第六に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。砂糖消費税につきましては、他の消費税との負担の均衡等を考慮して、分蜜白糖等につき税率を二割程度引上げると共に、含蜜糖について、その種別に応じて負担の調整を図る等、所要の改正を行ふこととして行なうのであります。

第七に、登録税法の一部を改正する法律案について申し上げます。登録税につきましては、登記所等において登録税の納付に使用された印紙が偽造等不正のものであることを発見したときは、これを税務署に通報させ、これに基づいて国税徴収法の規定により登録税を追徴することができることとする等の改正を行ふこととして行なうのであります。

第八に、揮発油税法の一部を改正する法律案について申し上げます。揮発油税につきましては、酒税及び物品税等の場合と同様に、滞納税額に對して日歩四銭の利子税を徴収する等、規定の整備を図ることとしたのであります。

第九に、国税徴収法の一部を改正する法律案について申し上げます。本改正案におきましては、過納税金

の還付を促進するため、税務署所在地内の納税者に対して、最寄の郵便局において還付を行うことができることとし、なお、延滞加算税額の計算の簡素化を図る等のため、所要の改正を行ふこととして行なうのであります。

第十に、納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行制度におきましては、納税貯蓄組合の預金を納税以外の目的のために引出した場合には、その部分の利子について所得税を課税することとして行なうのであります。今回この場合においても、一定の利附期間内に引出された金額の合計額が五万円以下であるときには、その利子に対しては課税しないことに改め、納税貯蓄組合の普及に資することとして行なうのであります。

以上十法律案の概要を申し上げます。第九に、日本開港銀行又は日本輸出入銀行が国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき債券を引渡す必要がある場合、その借入金額を限り債券を発行することができることといたしました。

以上がこの法律案の要点であります。

案の提案の理由を御説明いたします。外資の導入によりわが国の経済基礎の強化を期することは、政府のかねがね強調して参つたところでありまして、特に国際復興開発銀行からの外資の受入について鋭意努力を重ねて参つたのであります。電力設備合理化のための資金の借入について近く実現を期待し得るに至りました。この法律案は、国際復興開発銀行等からの外資の受入を促進するため、関係諸法律の特例規定を設けようとするものであります。

その内容を簡単に申し述べますと、先ず第一に、国際復興開発銀行又は外国政府金融機関から外資を受入れようとする場合には、その外資の性質に鑑み、当該貸付を受けようとする者が主務大臣の認可を受けたときは、その認可をもつて外資に関する法律の規定による認可を受けたものとみなして、国際復興開発銀行等に対する元利金等の支払の場合における外貨送金を保証するものとしたこととあります。

第二に、日本開港銀行又は日本輸出入銀行が国際復興開発銀行等からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算の定めるところにより、政府が保証契約をすることができるといたしてあります。

第三に、日本開港銀行又は日本輸出入銀行が国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき債券を引渡す必要がある場合、その借入金額を限り債券を発行することができることといたしました。

何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことを願ひいたします。

○委員長(大矢半次郎君) この際連合委員会に御諮りいたします。

去る二十二日道路整備費の財源等に関する臨時措置法案が建設委員会に附託されましたが、本案は本委員会の審議事項と密接な関係のある議案でありますので、この際建設委員会に対し連合委員会の開会を申出ることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

なお、連合委員会の日時等につきましては委員長に御一任願ひたいと存じます。

ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(大矢半次郎君) それでは速記を始めます。

次に、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案について内容の説明を聴取いたします。

○説明員(大月高君) 只今政務次官から提案理由の御説明がございましたが、最近、世界銀行からの火力発電設備等に関する外資を借受けるという交渉が次第に進捗いたしましたので、いよいよ具体化する段階になつたわけであり、それにつきまして、現在ござい

ます外資に関する法律或いは現在の日本開発銀行法だけでは賅いきれない部分がございますので、この外資の受入れに關しまして特別の措置を講ずるといふのがこの法律の趣旨でございます。

要点は三點ございまして、一つは第一條の關係でございます。外貨送金の保証の手續につきまして、世界銀行が、本来の建前からすれば外貨送金の保証を受ける申請をし、その手續をする必要があるわけであり、その特別措置によりまして、借手である開発銀行において手續をする、こういうことを認めようとする規定であります。

第二點は、現在の日本開発銀行法、或いは日本輸出入銀行法におきましては、その借入れにつきまして、政府保証を付けるという規定がないわけでございますが、今回の交渉の過程におきまして、政府保証を必要とする事態になりましたので、これを加えようとするわけでありまして。

第三點は、世界銀行から開発銀行が金を借ります場合に、現在の世界銀行の貸付規定によりまして、大部分の場合に債券の引渡しを要求される例が多いわけであり、その事態に備え、第三條を置きました。この特殊な場合におきまして、開発銀行、輸出入銀行が債券を発行し得るといふことにいたしましたわけであり、以上三點に關連いたしましたので、開発銀行或いは輸出入銀行におきまして、為替の売買或いはコルレス契約の締結、その他外国為替銀行としての行為をなす必要がございますので、附則においてその点を規定いたしましたわけであり、

第一條について御説明申し上げますと、ここにございまして外国政府機関と申しますのは、外国政府が半額以上出資して設立した金融機関であつて政令で定めるものをいふ」といふように一応ござい

ます。この具体的な対象は、目下のとこ

ろ、国際復興開発銀行だけでございまして、どういふ外国政府機関が出て来るかというところは判然といたしませんので、その事態が起きた場合に政令で定めたい、ただ少くとも政府金融機関という特色を發揮いたしますために、少くとも外国政府が半額以上出資しておるといふ条件をつけたい趣旨であります。こういう外国の政府金融機関から貸付を受けます場合に、現在の外資法によりまして、お手許に配付してございまして、外資に関する法律の第十三條によりまして、外国の投資家は貸付債権であつて、その果実又は元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとするものを取得しようとするときは、当該取得について主務大臣の認可を受けなければならぬのであり、貸手が認可を受ける、こういうことになつております。併し世界銀行等につきましてその手續をするといふことを省略いたしましたので、逆に借手において手續をする、こういうようにいたしましたわけであり、第二項はその場合に借手が申請いたしましたも、貸手が申請いたしましたと同様の手續によつて外資法を適用するといふことが書いてあるわけであり

ます。第二條は、開発銀行又は日本輸出入銀行の外貨債務の保証の点であります。現在法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律によりまして、政府は債務の保証を、法人に対しては債務の保証をすることは禁じられております。この規定によりましてその制限を外しますと共に、開発銀行又は日本輸出入銀行が世界銀行等から外貨債

務を借りるにつきて、予算の定めるところによつて保証契約をすることとできることといたしたわけであり、この条文と並行いたしまして現在提出になつております予算総則におきまして、開発銀行及び電源開発促進法又は国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に關する法律に基いて、電源開発株式会社又は日本開発銀行が二十八年年度以降、五カ年度以内において借入れる外貨の債務につきまして、支払の保証契約をすることのできる限度が元本について五百八十八億、利子、手数料等の債務について四百八十八億、これを借入契約締結の日における基準外国為替相場で換算した金額に相当する合衆国ドルの金額とするというふうになつておりまして、予算案としての裏付をいたしておるわけであり、七月暫定予算におきまして、その一部の火力発電設備の分につきましては、總則六條において金額が規定してあるわけであり

ます。それから第三條の点は日本開発銀行又は日本輸出入銀行の債券の発行の規定であり、この両銀行が世界銀行等から外貨資金を借入れる場合におきまして、先方の要求に基いて債券を引渡す必要がございますときに、借入金額を限つて債券を発行することができ、ここで政令で定め

ます。今後の交渉によりまして、先方の要求により、今後の交渉によつて定めます事項、例えば償還期限であるとか、或いは利率であるとか、或いは記名式であるとか無記名式であるとか、又債券の条件を規定したいわけであり

ます。それから第三條の二項は、世界銀行はその資金繰りの關係から、開発銀行等の発行いたしました債券を市場に売出しまして資金を調達することがあるわけであり、その場合にこの開発銀行等の発行いたしました債券を譲り受けた外国投資家につきまして、本来ならば一々日本政府に申請をいたしまして、外貨の送金の補償を受ける必要があるわけであり、すでに世界銀行等について外しました以上は、同じく譲り受けた第三者につきましても大蔵大臣の指定を受けて当然保証を受けたものとする、こういうふうにした

たいわけであり、附則の点は、先ほど申し上げましたように、こういう業務を開発銀行においてやるにつきて、為替銀行としての性格を附与する必要があるとござい、改正をいたそうとするものであります。簡単でございますが御説明を申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 御質疑を願ひいたします。

○小林政夫君 第三條關係で、債券を発行する必要がある場合となつておりますが、これは予測されるのは世界銀行だけだといふ説明でしたが、その交渉、最近の電力債の交渉の過程において、何か債券を発行してほしいといふ向うからの要望があるわけですか。

○説明員(大月高君) 現在までに世界銀行から諸外国に貸した例の中で、債券の引渡しを要求されておるのが大部分であります。世界銀行の貸付規定によりまして、債券の引渡しを要求し得る、原則として要求する、こういうことになつておりました、今後の交渉にお

きましてはどうかなるかわかりませんが、れども、少くとも可能性はあるということとあります。

○小林政夫君 その債券は第二項の書き方から見ると、向うが一本であつて、こちらの受けるほうが一冊であれば、借用証書でもよさそうだが、普通の社債券と同じように不特定多数のものに逐次分割できるような債券ですか。

○説明員(大月高君) 多分最初の段階におきましては、一般の借入証書ということになると思いますが、世界銀行の金繰り或いはこの開発銀行に対する債券が市場に出して捌けるといふ見通しがつきました場合に、改めてこの債券の発行を要求される。そこで初めて細分された債券が出る、こういうことにならうかと考へます。

○小林政夫君 これは直接この法案とはまあ法的には関係ないのですが、併しこの法律を制定する必要がある事実を知る意味において、開発銀行当局、特に理事の中山素平氏の出席を求めて、その交渉過程を聴取したいと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) そのように取計らいます。

○野瀧勝君 二、三点御質問いたしたいと存じます。
一体この開発銀行なり日本輸出入銀行というものは、今までどういふことをやつてゐるのか、よくその内容を私どもは知悉しておらないのですが、ただ先般開発銀行の経営者を本委員会に招致した際に、そのアウトラインだけは聞きました。併しその間、開発銀行の営業範囲と言ひましようか、営業状態を聞いたのでございませうが、どうも特定の会社、特定の事業団体にのみ資金の融資をしてゐるわけであつて、その特

定の会社の事業に対する資金の融資の場合、その償還状態が明確にされておらないといふ各方面からの疑問もあり、その際その事情を聴取しましたところ、未決の分が多分にあるわけであつて、それが徹底的にまだ本委員会に報告されておられません。特に今度開発銀行なり輸出入銀行が政府保証をどの程度やるか知りませんが、この法案を見るときは、受入れ態勢といたしましては政府保証しなければならぬといふことになつておるようございませう。

○説明員(大月高君) 第二条におきまして、予算の定めるところにより保証契約をすることができると書いてあります。この今のお尋ねは、その予算に

盛られておる内容かと存じますが、先ほど御説明申し上げましたように、只今提出中の本予算におきまして予算総則九条におきましては、こういう関係の保証につきまして電源開発促進法に基き電源開発会社と、この法律に基きまして日本開発銀行が外資の借入れをやるとききまして、政府が保証契約をする金額につきましては、元本五百八十億、利子及び手数料の債務については四百八十八億、こういうふうになつております。この計算の基礎は二十五年賦で借り、こういうことでありまして、差当り年五分といふ計算になつております。二十五年度年五分の計算になつております。今後の条件につきましてはは今後の交渉に待つわけであり

○野瀧勝君 次に事務的なことと存じますが、お伺いしておきたいのは、この保証の範囲でございませうが、細かいことは政令できめるといふことになつておるのでございませうが、大体事務当局で今その政府保証の範囲の限界といふものをどういふふうにお考へになつてゐますか、その点お示し願ひたいと思ひます。構想の一端でよろしうございませう。

○説明員(大月高君) 第二条におきまして、予算の定めるところにより保証契約をすることができると書いてあります。この今のお尋ねは、その予算に

る、これは大月君に聞くのは或いは適当でなくて、主計局の法規課長から説明願ひの適当かも知れませんが、こゝの適用排除の規定がどうもまづ、だと思ふ。この開銀関係に対して果して適用を排除する必要があるかどうかといふことも、この前いろ／＼この委員会でも審議をし、結局要るだらうといふ結論になつたのですが、この国民金融公庫法の第二十二條には、国民金融公庫に対しての貸付金については一利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができるとある。第二十二條の二の第三項にある。

○小林政夫君 この前当委員会において開発銀行に対して外資の外国銀行からの借入れについては政府保証をするといふような改正をしたのですが、そのことは一応不問に付するとして、この法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用を排除す

○説明員(大月高君) この条文の書き方は電源開発促進法の例になつたわけであつて、同じ条件の下に今

○小林政夫君 それはこの前、開発銀行に対して政府のこの法律案を排除する必要があるといふことを私が主張した時に問題になつたことであつて、電源開発会社は今のところは政府出資だけであるけれども、民間出資を受入れる余地が残つておる、半官半民である、だから向うは無条件でこの法律を排除する必要はあるかといふことについては相当疑問だといふことで、当時の佐藤法規課長を呼んで聞いて、藤君も必要だといふ見解を述べられて、こういう排除という規定は恐らくこの見解によつてこれは出しておると思ふ。それならば国民金融公庫或いは農林漁業金融公庫と多少事柄は違ふけれども、この特殊な法人に対して特別な有利な財政援助をするといふことについては一律に排除しなければならぬ、こゝろ思ふのです。これは大月君ではちよつとなんでから、法規課長と主計局長を呼んで明らかにして下さい。

○説明員(大月高君) この条文の書き方は電源開発促進法の例になつたわけであつて、同じ条件の下に今

○木内四郎君 誤解があるといけませんから念のために伺つておきたい。さつき大月説明員から五百八十八億、四百八十八億の計算が二十五年で年五分ということに基づいて計算してあるというお話だつたのですが、これは単に計算の基礎だけの問題で、実際の交渉の結果、成立したものは二十五年でなくとも、或いは利子が五分より高いものであつても、この予算の範囲ならばいいという趣旨ではないかと思ふのです。その辺をばつきりしておいてもらいたい。

○説明員(大月高君) その点は只今お尋ねの通りでありまして、一応の計算の基礎は二十五年と五分ということになつております。具体的交渉は今下準備は進んでおりますが、具体的結論は出ておりませんので、この範囲ならば結構だ。こういう趣旨であります。

○小林政夫君 次回に、今の政府の財政援助の問題について、主計局長と法規課長と一緒に出席を求めます。

○委員長(大矢半次郎君) そう取計らいます。

○松永義雄君 ちよつと伺いますが、国際開発銀行の最近の性格というものについて何かありましたら簡単にいいのですから一つ……。

○政府委員(東条猛猪君) 松永委員の、最近の性格というお尋ねでございますが、或いはそういうような計数的な御趣旨でありましようか、或いはもう少し、資本金がどのくらいで、どういふ業務をしておるかという一般的なものかどうか……。

○松永義雄君 最近の国際開発銀行が、曾つては西欧というか、そういう方面の復興を主としておつたのが、

マージナル・プランによつて爾後国際開発銀行の融資の目的方針が變つた、更に国際開発銀行の融資の対象の中に戦略物資開発というものがまじえられていて、最初の国際開発銀行の平和的かつ戦災の復興という趣旨であつたのが、最近になつて、戦略物資の開発にまで融資が行なわれたという傾向が實際であり、そうなつておる、その点について一つ。

○政府委員(東条猛猪君) 私から申し上げるまでもございませんで、国際復興開発銀行は、多数の国が出資をいたしました国際的な性格を持つておる開発銀行でございます。米政府が単独で出資をいたしまして、従いましてこの銀行の貸付方針なり運営方針が、専ら米政府の考え方、意向によりまして非常に大きな影響を受けるという種類の開発銀行ではないというのが、この国際復興開発銀行の性格であると心得ております。それで具体的に、それでは国際復興開発銀行の実際の融資の状況が、果して右申上げました性格関係を反映しておるかという点でございますが、私も国際復興開発銀行の最近までの貸付の状況を通過して見ますと、今松永委員がお話になりましたような意味の貸付方針の変更があつたというふうには見受けられませんが、むしろ当初の目的通り何と申しますか、産業開発が遅れておるようなところの地域の産業開発のために、復興開発のために資金の実際の貸付が行われておる、かように実際の計数面からも考えております。

○松永義雄君 少し私と意見が違つたのですが、国際開発銀行に対する米国の影響は殆んどない、こういうお話ですが、若しそういう考えで以て国際開発

銀行と融資の交渉をされて行つたら、それは大変な間違いである、こう考へなければならぬと思ふ。米國は御承知の通り国際開発銀行の大株主である、大株主であるので、事實上経済上米國乃至米國政府の影響するところは非常に強いというのが現在世界的に考えられておるところの結論である。最近米國の融資というものは、ミューチュアル・セキユリテイ・アクト、相互安全保障法の前でできた法律以來、米國の考え方というものは国際開発銀行の融資の場合にも大きな影響力がある。御承知の通り、ユーゴを援けた融資は、戦略物資の開発を目的とした融資であるという事は、国内においてあらゆるその方面の研究者の一致した結論になつておる。そういう事實は御承知ないわけはないのです、この雑誌にも書いてある。もう一遍確認しておきたい。

○政府委員(東条猛猪君) 先ほどお答え申上げました通り、この米國政府のその時その時の方針によつて非常に大きな影響を国際復興開発銀行の融資の方針に織込まれまして、そうして最近で申上げますれば戦略物資の開発に重点がおかれるというふうな傾向は私たちがいたしましたし、これは閣下で、かように考えております。

○松永義雄君 戦略物資の開発ということについて、そういうことに重点をおいておる、こう私はそこまで言うておるのではなくて、そういう方面に進みつつあるということをお私に申上げるのであつて、その一つとしてユーゴに對する貸付並びに国際開発銀行が、性格が變つて後進國開発に向つておるという事は、これはあなただつてお認め

めになると思ふのですが、その後進國開発に對する融資というものの内容といふものは、戦略物資開発に向つて進む傾向になつておるのではないかと、これから將來氣をつけなさいということをお尋ねするのであります。

更に続いてお尋ねしたいのですが、火力発電設備のために国際開発銀行から金を借りて来る。それ自体は平和的目的であるということには否定はできないと思ふ。ただ方面を変えまして、日本でも三電機会社といつて、三菱電機、日立、東芝というような電機会社があるのですから、そういうものがあるにもかかわらず、どういふわけです。火力発電設備のために外資を導入しなければならぬか、あなたは技術屋じやないのですが、知れる限りについて……。

○政府委員(東条猛猪君) 火力発電の機械の代金を国際開発銀行から借りるに當りまして、今松永委員からお尋ねになりました日本の國産でも間に合ふじやないかという議論も、一部の議論といたしまして民間にもございまして、従いまして政府といたしまして、その点につきましては相当研究をいたしました点であります。成るほど理論的に申しますか、設計その他におきましては、日本の現在の火力発電機械のメーカーの技術を以ていたしましては、絶対に今回の外資導入の都合の對象になつております機械を作ることができないということでは必ずしもありませんでしたが、今回のような大きなキャパシティの火力発電機械は、これはメーカーとして作る場合に、一つ外國の、アメリカのこの種の機械を入れるということが、何と申しますか、

一つのサンプルとして非常に参考になる。その意味におきまして今回の火力発電機械は、技術或いは設計とかいふものの手本という意味において、サンプル的に輸入をしてみよう。又してもらうことについては異論がないというのは最終的な段階の、火力発電機械のメーカーの意見でもあつたというふう

○委員長(大矢半次郎君) お諮りいたします。次の機会に開発銀行の役員、先ほどお話をいたしました主計局長、或いは主計局法規課長、銀行局長に出て頂いて、十分に審議することにしたと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に各税法案につきましてその内容の説明を聴取いたします。泉税制第一課長。

○説明員(泉美之松君) 先ほど政務次官から提案理由を御説明いたしました各税法案につきまして、内容の御説明を申上げたいと思ひます。

その前にあらかじめ今回の税制改正の全般のことにつきまして一言申上げたいと思ひます。

○松永義雄君 お手許に資料をいたしまして二十八年度税制改正の要綱と、それから前回提案した不成立予算の場合におきましての税制改正案と、今回の税制改正案との主な相違点という資料を差上げておきますので、それを御参考に申上げたいと存じます。

昭和二十八年度におきまする税制改正につきましては、御承知の通り昨年

昭和三十八年六月二十四日【参議院】

末の国会におきまして、昭和二十八年
度におきまして所得税を初め各税に互
り相当根本的な改正を行うことを予定
いたしまして、差当り所得税だけにつ
きまして、そのうち給与所得及び退職
所得に対します源泉徴収税額の軽減
措置をとることをきめて預いて、それ
が本年一―三月間に支給される給与所
得と、退職所得に適用されることに
なつておつたのであります。その
後御承知のような事情で国会が解散
されました、酒税と酒税の保全及び酒
類業組合等に関する法律のこの二つ
だけは国会の議決を経て三月一日か
ら施行されたのであります。その
他の各税法案につきましては不成立
に終りまして、その後参議院の緊急集
会及び総選挙後開かれました今特別国
会におきまして、給与所得及び退職所
得につきましての源泉徴収税額の軽減
措置は、更に本年七月末日まで、同時
に航空機用の揮発油税についての免税
期間も本年七月三十一日まで延長して
頂くと共に、今回の改正の一環をなし
ております物品税につきまして負担
の調整措置を六月一日から実施するこ
とになつたのであります。

その後一般的な改正につきましていろ
いろ検討を加えました結果、今回差当
り税制改正関係の法律案十件を提出い
たしました。更に引続きまして租税特
別措置法、資産再評価法の一部を改正
する法律案、特別減税国債法案などを
提案する予定であるのであります。
今回の税制改正の全体は、先ほども
提案理由にございましたように、大体
前回提案いたしました税制改正の案を
基礎にいたしまして、若干の修正を施
したのであります。前回から引続き

委員となつておられますかたのため
に、御参考までにその前回の提案と今
回の提案との主な相違点だけと申上げ
ます。
先ず第一は、法人税につきまして交
際費、機密費、接待費等につきまして
の損金算入の制度規定を設けることを
前回提案いたしておつたのでございま
すが、それにつきましてはなお一律に
制限規定を設けるべきかどうか、交際
費、接待費の範囲等につきまして相当
検討を加える余地があるもので、今
回は提案を見合せることにいたしました
のであります。

第二点は、有価証券取引税の税率に
つきまして、前回は一般の場合におき
ましては万分の二十、有価証券業者が
売渡人であります場合におきましては
万分の八という税率で提案いたしてお
つたのであります。最近におきま
す株式市況の状況等に鑑みまして、有価
証券の取引を阻害しないことを考
慮いたしまして、一般の場合は万分の
十五、有価証券業者が売渡人でありま
す場合には万分の六というふうに引下
げることにいたしましたのであります。
第三点は、再評価に関するものでご
ざいます。第三次再評価に關しまする
修正点は三點ござります。第一点は、
再評価の限度額につきまして土地価格
指数を用ひまして、再評価いたしま
す部分につきまして、前回提案いたしま
したの、土地価格指数が昨年三月の
実績しかわかつておりませんでしたか
ら、その指数を基礎といたしまして想
定されるところから昭和二十五年の一
月一日の基準日に比べまして、その後
の騰貴率を十三割八分というふうにし
て提案いたしておつたのであります。

が、昨年七月の指数が判明いたします
と、十六割七分というふうになつてお
りますので、その新しい指数を基礎
にして十六割七分に引上げることとい
たしておるのであります。その次
は、前回提案いたしました第一次
及び第二次の再評価の際には当時の耐用
年数によつて取得価格に物価騰貴率を
乗じたところからその当時の耐用年数
によつて計算した減価償却額を控除し
ておつたのであります。その後
昭和二十六年に耐用年数の短縮をいた
しておつたので、前回提案の際にはそ
の短縮された耐用年数によつて減価償
却額を差引くことになつたのでござ
います。そこで耐用年数を短
縮しました後の期間が非常に短かであ
りまして、その期間においては余り減
価償却を行われておりません事情を考
慮いたしまして、今回は耐用年数を短
縮されました資産についての第三次の
再評価の再評価限度額の計算を若干引
上げることになつたのであります。つ
まり昭和二十五年の時の再評価の限度額を
一・五倍したところから、その後その
の時の耐用年数によつて計算した減
価償却の限度額を差引いて計算すると
いうことに修正いたしておるのでござ
います。

それから再評価に關しまする修正点
の第三点は、再評価税につきまして
は、これを免除すべきというふうな要
望が強いのであります。従来第一
次及び第二次再評価と異なる点もあ
りませんし、又理論的に免除すべき理由
もありませんので、今回は再評価税の

税率は従来通り百分の六といたしたの
でござりますが、その納付方法につ
きまして、できるだけ容易にすることに
なつて再評価が行われることを促進す
るといふ意味からいたしまして、従
前でありまして再評価税は最初の年に
半分、それから二年目、三年目
に四分の一ずつ、つまり一・五割ずつ
納付することになつておりました
のを、法人につきましては個人と同
様に五年間に一・二割ずつ納付するこ
とができることになつたのでござ
います。それからもう一つ再
評価税の納付を容易にするために、い
ずれ租税特別措置法で提案する予定で
ござりますが、法人の有しております
固定資産の中に、耐用年数の長いも
のが半分以上占めておるといふ場合に
おきましては、今回は五分の一ずつ五
年間に納付するわけでありまして、す
でに行いました第一次及び第二次の再
評価につきまして、現在まだ収益が上
らないために滞納になつておる部分及
び今後分割納付すべき分が相当ありま
すので、これらにつきまして、今後
五年間に分割納付すればいいというふ
うにして、納付を容易にするというこ
とを図ることになつたのであります。そ
れから修正の第四点といたしまして
は、特別減税国債の購入によつて減税
を受ける限度でござりますが、これに
つきましては御承知のように、前回提
案いたしました際は法人、個人ともそ
の税額の二割を限度として、個人につ
きましては購入額の二五割、法人につ
きましては同じく購入額の二二割を軽
減するということになつたのでござ
います。前回不成立に終りま
して、特別減税国債の発行がどんなに

早くならしめても、今回国会を通過し
たあと八月一日以降というふうにと考
えられますので、そういういたしますと、来
年の三月三十一日までの間に法人の事
業年度が終了して、申告する機会が一
回しか来ない法人が相当出て来るので
あります。そこで、そういう法人につ
きましては、その法人税の二割を限度
とするというところを、二
回事業年度が来る法人と、或いは二十
八年分の所得税全額について二割の減
税を受けることができる個人との権衡
からいたしまして、一回しか来ない法
人には酷になりますので、それをその
直前の事業年度の法人税を加えて一年
間分相当額の税額にして、その二割ま
では軽減を受けることができるという
ことに改めておるのであります。そ
のほか細かい字句の修正等が相当ござ
います。これらにつきましては、い
れ資料を以ちまして、詳細に参考資料
としてお配りすることといたしまして、
これから各税法につきまして、その内
容を御説明申し上げたいと存じます。

先ず所得税法の一部を改正する法律
案でござりますが、これにつきまして
は先ほど提案理由にもござりました
ように、控除及び税率の軽減措置を現
在特例法でやつておるものを、平常
化するということが改正の中心になつ
ております。そのほか若干控除の引
上げ或いは課税方式の改正等を行なつ
ております。お手許に新旧対照表を御
配付申上げておると思ひますが、これ
について第一条の第二項第三号の改正
点は、前のほうの営業所（事業所を
含む）といたしましては、これは規定
の整備でございまして、今後各条文に
出て来る場合に、営業所という場合に

税額は従来通り百分の六といたしたの
でござりますが、その納付方法につ
きまして、できるだけ容易にすることに
なつて再評価が行われることを促進す
るといふ意味からいたしまして、従
前でありまして再評価税は最初の年に
半分、それから二年目、三年目
に四分の一ずつ、つまり一・五割ずつ
納付することになつておりました
のを、法人につきましては個人と同
様に五年間に一・二割ずつ納付するこ
とができることになつたのでござ
います。それからもう一つ再
評価税の納付を容易にするために、い
ずれ租税特別措置法で提案する予定で
ござりますが、法人の有しております
固定資産の中に、耐用年数の長いも
のが半分以上占めておるといふ場合に
おきましては、今回は五分の一ずつ五
年間に納付するわけでありまして、す
でに行いました第一次及び第二次の再
評価につきまして、現在まだ収益が上
らないために滞納になつておる部分及
び今後分割納付すべき分が相当ありま
すので、これらにつきまして、今後
五年間に分割納付すればいいというふ
うにして、納付を容易にするというこ
とを図ることになつたのであります。そ
れから修正の第四点といたしまして
は、特別減税国債の購入によつて減税
を受ける限度でござりますが、これに
つきましては御承知のように、前回提
案いたしました際は法人、個人ともそ
の税額の二割を限度として、個人につ
きましては購入額の二五割、法人につ
きましては同じく購入額の二二割を軽
減するということになつたのでござ
います。前回不成立に終りま
して、特別減税国債の発行がどんなに

は事業所を含むという趣旨を明らかにしたわけでございます。

それから、その次に匿名組合契約及びこれに準ずる契約で、命令で定めるものに基く利益の分配について課税規定を設けておりますが、これは最近匿名組合契約、或いはこれに類似する契約に基きまして利益の分配をしておるものがかかり出て参りまして、その課税がなか／＼相手方がわからないというふうなことから連絡を欠くことになつておりますので、あとに四十一條に出て参つた収益の分配につきましては源泉徴収を行うことにしたのでございませぬが、それに対応いたしまして、制限納税義務者についての課税の規定を設けたわけでございます。それから三項の規定は条文の整理でございます。実質的な意味がございませぬ。四項の点も先ほど申上げた点の条文の整理でございます。それから五項の二号に新らしい徴税法による租税の課税による所得を、法人の課税所得に加えておるが、これは今回日米通商航海条約が調印されました、あれが批准されますと、外国人が徴税権を取付することにるのであります。そういたしますと、その外国人がその徴税権に基きまして租税の課税による場合に、その租税の課税による所得に対して課税をする必要が生じて参りますので、そういう場合に課税所得にするという趣旨の規定を入れておるのであります。

第三条は、非課税法人について、法令による公園、船舶管理委員会、北海道土功組合、耕地整理組合、牧野組合などがそれ／＼なくなりまして、非課

税法人として規定しておく必要がなくなりまして、その規定の整備をいたしておるのでございます。三条の二項に新らしく設けましたのは、こういつた三条の一項に規定されておる非課税法人と類似したような外国の法人があらましたる場合にございまして、日本のここに掲げてありますような法人に対して、その法人が外国で生じた所得に対して、その外国で課税を受け

ない場合におきましては、同様の外国から来ておる法人について大蔵大臣が指定をいたしまして、所得税を課税しないというものを規定いたしておるのであります。相互主義によつて課税をしない、外国の法人でありましても一項に規定するような、法人に類似するようなものにつきましても、相互主義によつて課税をしないという趣旨でございます。

三条の二は、今回四十六條の三及び六十七條の第三項の改正規定と並びまして、従来所得は名義の如何を問はず、実質その所得を得ておる者に対して課税をするという主義をとつて参つておつたのであります。明文の規定があらまされませんでした。いろいろ争いの種になるといふ点がありましたるので、今回規定を設けましてその趣旨を闡明したものでございませぬ。

第五条は、みなす配当についての規定でございますが、これは今回、従来法人の解散合併の場合におきましては、法人の段階で課税せずに個人の段階で課税しておつたのであります。有価証券の譲渡所得課税を廃止することに伴ひまして、みなす課税としての課税ができなくなつて参ります。そこ

案であるのでございますが、実際の課税しうる困難な点もありませんので、今回の改正におきましては、法人の段階でシャヤウ勧告の元に戻りまして、法人の段階で清算所得に課税する、従つて解散合併の場合には個人にみなす配当として課税しないということにすると同時に、株式の消却若しくは資本の減少によつて株主が取得する場合は金額に基きましては、従来は額面価格ベースでみなす配当を計算しておつたのであります。今後これを取得価格ベースで計算するということにいたしておるのであります。

それから第六條の非課税規定のうち、先ず第五號の先ほど申上げましたように有価証券の譲渡による所得を非課税所得として挙げておりました。従いまして有価証券の譲渡につきましても従来譲渡所得として課税しておつた部分につきましても、この非課税規定に當つてこの譲渡所得から外れるのであります。従つて、その譲渡を営業としておりました、事業所得として課税されておりましたものにつきましても、今後共事業所得として残るといふことになるのでございませぬ。それから六號から十號まで新らしく非課税規定が入りましたのは、先ほど申上げましたように、有価証券の譲渡所得を非課税にする、それと解散合併の場合におきまして清算所得に対しては個人の段階には課税しないことにするといふこと、それから証券投資信託の収益の分配につきましても同様趣旨で改正をすることにか

らこれだけの規定を追加することにしたのでございませぬ。それから七條の二項の規定は貸付信託についての定義を入れただけであり

まして、新らしく貸付信託法ができました。貸付信託につきまして無記名の受益証券を発行いたしますので、それを取入れたわけでございます。

それから第八條の点は、先ず第一は扶養親族の範囲を従来年の総所得二万円以下のものといたしておりましたのを三万五千円以下にするということと、それから今回扶養親族のうち最初の一人につきましてだけ三万五千円に控除額を引上げて、あと二人目三人目は従来通り二万円、それから四人以上は従来通り一人について一万五千円ということにいたしておるのであります。従来は従来通り二万円、二人以上の納税義務者がありまして、それに共通する扶養親族が二人以上ありますと、従来はその扶養親族を誰の所得者の扶養親族とするかは申告に委せておつたのであります。そうしますと、例えば妻と夫が所得者である。で、扶養親族が三人或いは四人おるといふ場合に、従来のように誰の所得者の扶養親族とするのも自由だといふことにいたしますと、同一世帯を営んでおるものの中で、三万五千円の控除を受ける者が二人出て来るということになるわけでございます。そういうことと、今回一人に限つて引上げようとした趣旨からいたしまして外れることになりませぬので、そういう場合にございましては、命令で定めるところによつて、誰か一人の納税義務者の扶養親族に限る。その命令というものは、大体所得者の選択によりまして誰か一人の扶養親族にするということにしておるのでございます。誰か一人の扶養親族に限る、併し誰か一人の扶養親族だけにすることによつてのみ扶

養親族だけにすることによつてのみ扶

養親族の控除を受け得られないという場合が生じますと、それは気の毒でありますから、その人につきましては、他の所得者のほうから控除を認め、併しその場合におきましても前の所得者についての扶養親族の順序によつてだけ控除を認めるのであります。他の所得者の扶養親族になつたからといつて三万五千円は認めない、つまり夫につきまして第四番目の扶養親族でありましたものは一万五千円しか引かないということにするために、この後段の規定を入れておるのでございませぬ。

それから八條の五項の規定は、勤労学生控除の適用を受ける勤労学生の範囲を拡張したのであります。所得金額が従来十万円でありましたのを十五万円に引上げる。それから自己の勤労によつて得た所得以外の所得金額が従来五万円でありましたのを六万円に引上げるということにいたしまして、控除を受けるものの範囲を拡張したのでございませぬ。同条の六項は、社会保険料の控除を設けることにいたしておりましたので、社会保険料の控除の定義を入れたわけでございます。

それから九條の改正規定は、各号以外のところは譲渡所得及び山林所得につきまして……

〔速記中止〕
○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて。
○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め

○説明員(泉美之松君) 九條のところは先ず第五號のところを、従来勤労控除といつておりました控除の限度額を、三万円になつておりましたのを四万五千円というふうに変更する。それから従

来勤労控除といつておりましたのを、給手所得控除というふうになおすことにいたしました。九条には出て参りません。それから六号のところ、退職手当についての控除を十五万円から二十万円に引上げる。それから七号の山林の所得につきまして、従来でありますと山林、譲渡、一時の各所得を合せまして、それから十万円を引いた半額を、十万円を引いた後の他の所得と総合課税して、変動所得としての課税を行なつておつたわけでございますが、今回は山林所得から十五万円を引きまして、その残額につきまして五分五厘の方式によつて課税するということにいたしました。先十五万円を差引くことについては、先十五万円を差引くというのをきめておるのであります。それから譲渡及び一時所得につきましては、従来山林所得、譲渡所得、一時所得を通じて十万円を引いておりましたのを、今度は譲渡所得のうち有価証券のほうがなくならずと、あとは不動産の譲渡所得と、それから一時所得というふうなものになつて参りますので、山林所得よりも、より軽減する必要が認められますので、山林、譲渡所得と一時所得を通じて十五万円を差引き、その半額を他の所得と総合して課税することにしたのであります。その点は九条の各号以外の、初めのところ「十五万円を控除した金額の十分の五に相当する金額」ということになつて、その趣旨を表わしておるのであります。それから一号、二号のところは有価証券、貸付信託の受益証券というものが入つて来ておりましたために

規定の整備をしただけでございます。それから二項の改正は、これは先ほど申し上げましたように、有価証券の譲渡による所得に対しては課税しないが、同時に有価証券の譲渡によつて損を生じて、それは損とみませんという規定の改正でございます。一般の有価証券についてと同様に、株式の消却、資本の減少、それから解散、合併、証券投資信託というふうなものにつきまして、それ〴〵規定を設けておるのでございます。それから三項の改正は、やはり先ほど申し上げました譲渡所得及び一時所得の課税方式の改正に伴う規定の改正でございます。

それから十條の三項は、「所得税」の下に「(外国の法令により課せられる所得税に相当する税を含む。)」に、これに損金に算入しない。その代りに新らしく外国税額の控除の制度を設けるといふことになつて、その外国税額の控除の制度は、あとのほうで十五條の八の所へ設けてございす。それはあとで申し上げます。

それから十一條の五は、社会保険料の控除をするという規定の趣旨で設けたのであります。それから十一條の六は生命保険料の控除につきまして四千元を八千元に改める。それから十一條の七は先ほど申し上げましたように、扶養控除のやり方につきまして順位を設けます。最初の一人を三万五千円、二人目、三人目は二万円、四人目以上は一人について一万五千円を控除する。その控除のやり方につきましては、先ほど申し上げましたように、生計を一にする者の間では一人に限つて三万五千円にするということにしております。それから十三條は税率を改正いたし

まして、従来八万円以下二〇%であつたのを二万円以下一五%、二万円から七万円まで二〇%、七万円を超える十二万円まで二五%というふうな低額所得者に対する税率を引上げる。それから富裕税の廃止に伴ひまして三百万円を超える金額は百分の六十、五百万円を超える金額は百分の六十五というふうな税率を設けておるのでございす。十三條の二は先ほど申し上げましたように、山林所得につきまして五分五厘の方式で課税する変動所得のうち、今まで山林所得の五十万円以下の者に採つて来ておりましたのと同じやり方を規定してございす。

それから十四條のほうは、譲渡所得と山林所得は変動所得から除きますけれども、漁獲から生ずる所得、原稿から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬に因る所得又は著作権の使用料に因る所得につきましては、やはり従来通り変動所得といたしまして課税をするということから、この規定を整備しておるのでございす。ただ、十三條の二の場合に、山林所得が出て来、そして十四條の山林所得が出て参ります。十三條二の場合のほうは、山林所得と他の変動所得のない場合の規定でありまして、十四條のほうは漁獲から生ずる所得と山林所得がある場合、著作権の使用料と山林所得がある場合、こゝいつた場合の規定になつております。普通の場合には、山林所得と配当所得或いは事業所得といったような場合が多かるうと思つたので、その場合は十三條の二のほうに参るのであります。

それから十四條の二は……

○小林政夫君 十三條の二のほうは山林所得オンリーですか。

○説明員(泉美之松君) 山林所得と他の普通所得のある場合。

○小林政夫君 十三條の二のほうはさうですか。

○説明員(泉美之松君) はあ、十四條のほうは山林所得と、それから他の変動所得と普通所得とある場合というふうになります。十四條の二のほうは前のほうへ持つて参りますので、規定の整備だけでございます。

それから十五條の八が先ほど申し上げましたように、従来外国で課税された所得は損金と見ておつたわけでございますが、今回新らしく損金には見ないけれども、国際二重課税を防止するといふ意味で、税額そのものを差引く、但し外国の税額が日本のその所得に対する税額より高い場合は、日本の税額を限度としてしか差引かない。又外国の税額が日本の税額より少いときには、その少い税額しか差引かないといふことになつておるのでございす。

それから第十七條十八條は、先ほど申し上げました匿名組合契約、或いは無記名の貸付信託の受益証券などに対して、源泉課税を行います関係で、源泉課税の規定を整備したのでございす。

それから二十一條の改正は、基礎控除が五万円から六万円に上りましたので、その規定の整備をいたしております。

なお、先ほど言ひ忘れましたが、十二條のところで基礎控除を六万円に改正する規定が改正されております。それに合せて二十一條を直しているわけでありす。

それからあとと申告に関する規定のところは条文の整理が主でございます。

て、特に申上げることはございせん。それから二十六條の確定申告の改正も、これも基礎控除が五万円から六万円になつたことと、それから申告書の提出期限を前同特例法で直して頂きましたように、二月十六日から三月十五日の間に提出すればいい、従来は二月一日から末日まででありましたが、さういうふうに直してございす。

それからあと、それに應じて申告書の規定をずつと整備してございす。

三十條の納付の規定につきましても、従来二月一日から末日まで納付しておりましたのを、二月十六日から三月十五日までの間に納付するということにしてございす。

それから三十六條の三を新たに設けまして、外国税額の控除の適用によつて還付を受けるものは還付の請求をすることができるといふことになつてございす。

それから三十七條の源泉徴収の規定につきましても、みなす配当につきましては源泉徴収の規定を適用してございす。今度その規定を削除いたしましたので、みなす配当として課税しない部分につきましては適用いたしません。源泉徴収する分につきましては源泉徴収を行うということにいたしているわけでありす。

それから別表は当然控除税率の改正に伴ひまして別表が改まることになつて参りますが、新らしく賞手につきまして、前月分の給手を基礎にしてその賞手に対して徴収すべき税率を設けているのであります。と申しますのは従来でございますと、賞手につきまし

ては前月分の給手を基礎にいたしまして、その給手に対する税額と、それから賞手の六分の一或いは十二分の一を加えた額について、はじいて出て来た税額との差額を、更に六倍或いは十二倍することによつて賞手に対する源泉徴収税額を求めるといふことにしておつたのであります。それが、その源泉徴収義務者に非常に手数になりまゝで、一見して前月分の給手がいくらであらばいくらの程度の税額を徴収するかといふことがはつきりわかるように簡易化したのであります。それが七号の改正でございます。

それから四十条の年末調整の規定も従来一項だけで非常に読みにくい規定になつておりましたので、これを項を分けて、年末調整の順序に應じてはつきりさせる意味で規定を整備いたしております。

それから四十二條の三項に、先ほど申し上げましたように匿名組合契約等に基く利益の分配についての源泉徴収は二〇%の税率で行ふという規定を規定しております。

が納めないからと言つて返さないといふのは酷でございますので、今回はそういう場合におきましては、徴収して納付すべき日に納付があつたものと見て還付を行ふ、そして若し滞納になつておりましたら、それにつきましては別途滞納処分を執行して取るということに直してあります。

それから四十六條の三に新しく規定を設けてありますが、これは前回提案いたしました際は六十七條の二という規定で設けておつたのでございまして、いわゆる企業組合或いはそれに類似する法人などで、五以上の営業所を法人が持つておいて、その営業所の三分の二以上に當る営業所におきまして、その営業所の所長、主任といつたような人が、その前は個人として事業を営んでおつた事実があり、同時に法人組織になつた後営業所の所長、主任等としてその営業所の業務を主宰していたといふような事実があります場合には、その営業所における資金の借入や預入、商品の仕入販売その他の取引のすべてをその法人の名によつて行なつておいておられる場合を除きまして、その他の場合におきましては、その営業所から生ずる収益を享受する者は、その営業所の所長等であるといふふうに見て、更正決定をすることができるといふことにいたしましたのであります。

「更正又は決定をすることができるといふ規定に改めた点と違つておられるのであります。先ほど申し上げました三條の二の規定と関連いたしまして、法人組織となつておつても事実上個人と

同じような営業形態であり、個人と同じような営業をしていたという場合におきましては、法人の所得と見ないで個人の所得と見て課税をするというところを現わしてあります。

○小林政夫君 前問と違ふ点はどうですか。

○説明員(泉美之松君) 「認められる事実があるときは、」の下に「それらの営業所における資金の預入及び借入、商品の仕入及び販売その他の取引のすべてが当該法人の名においてなされておられる場合を除き、」という「除き」の言葉を入れたのであります。それから第五十五條の七項に「利子税額の計算の簡易化を図るために別表で簡易利子税額表というものを定める」ということになりました。これは所得税、法人税、相続税など各税に共通して納める場合に日歩四銭という計算が非常に厄介でありますために、納税者も又税務署側も非常に困つておりましたので、表を作りましてその表で簡単に計算できるようにしよう、その場合にこの前提案いたしましたときは、本税額が十萬円以下で、且つその利子税の計算期間が百八十日未満である場合といふふうにしたのであります。

が、今回の提案におきましては本税額が十萬円未満といふことにいたしましたので、百八十日未満といふ期間の制限はとつてあります。

いは過少申告になつておられる場合の税額の全体について重加算税を百分の五十で取るといふことにしておつたのでございまして、重加算税を取るといふ場合、一定の事実を隠し、偽装してそれに基づいて所得の申告を偽つたという場合におきまして、百分の五十の重加算税を取るのはやはり事実を隠し、偽装したという事柄に基くその部分についてだけ取るのが妥当でありまして、その他の部分につきましては百分の五十というのを取るのは酷になるといふふうに考えられますので、明らかに事実を隠し、偽装したことに基かない本税額がありましたならば、その部分につきましては過少申告或いは無申告の加算税は取りませんけれども、重加算税のほうは取らないといふことの改正をいたしておるのでございませぬ。

この点は前回提案にございませぬので特に申上げておきます。

それから六十一條の二は株式の消却、資本の減少の場合の通知義務の規定でございます。六十一條の四も証券投資信託についての通知、資料提出の義務の規定でございます。

六十二條についても同様な整備をいたしております。

或いは資本の金額の三分の二以上に當る場合におきましては、それらの所長等と法人との間の行為、計算につきまして、同族会社の行為、計算の否認の規定を准用して、行為、計算の否認ができることこの改正をいたしておるのであります。前回提案と違つておられるのは、前回の提案におきましては、資本又は出資の金額が二分の一以上といふふうにしたのでございまして、御存じのように株主、出資者のうち、五人が百分の七十を越えて株式又は出資を持つておられる場合に限つて同族会社になりますので、それらの点からいたしましたので、三分の二以上の資本又は出資の金額を持つておられる場合に限ることになりました。

あとは別表を直し、それから附則を直したのであります。

○委員長(大矢半次郎君) それでは本日これを以て散会いたします。

六月二十三日本委員会に左の事件を付託された

一、保険業法等の一部を改正する法律案

保険業法等の一部を改正する法律案

第一条 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「前条を」第一条に改める。

第十二条ノ三第一号中「海上保險事業（船舶又ハ海上運送）之ニ附随スル給積前又ハ陸揚後一定期間内ニ於ケル陸上運送ヲ含ム）中ノ貨物ヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ當該陸上運送中ノ貨物ノミヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ除ク以下同ジ」の下に「又ハ航空保險事業（航空機、航空機ニ依リ運送セラルル貨物又ハ航空機ノ管理ニ際シ他人ニ手ヘタル損害ヲ賠償スル責任ヲ保險ノ目的トスル損害保險事業ヲ云ヒ旅行者ノ航空機搭乗中ノ傷害ニ因ル損害ヲ填補スル損害保險事業ヲ含ム以下同ジ）を加え、同条第二号中「海上保險事業」の下に「及航空保險事業」を加える。

第八十八条に次の一項を加える。
第一項ノ責任準備金ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 外國保險業者に關する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。
第四条第四項第五号中「未經過保險料準備金」を「責任準備金」に改め、同条第六項中「及び未經過保險料準備金」を削る。
第十三条中「又は未經過保險料準備金」を削る。
第二十一条第一項中「又は未經過保險料準備金」を削る。
第三十六条第三号中「未經過保險料準備金」を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
一、國民金融公庫法の一部を改正する法律案
一、閉鎖機関令の一部を改正する法律案
一、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に關する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法（大正十年法

律第三十七号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。
政府ハ当分ノ内食糧管理法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百五十八号）附則第二項ノ規定ニ基テ政令ノ定ムル所ニ依ル同項ノ支ノ壳渡ニ因リ生ズル損失ヲ補填スル為テ算ニ定ムル金額ノ範圍内ニ於テ一般會計ヨリ本會計ニ繰入金ヲ為スコトヲ得
附則
この法律は、公布の日から施行する。
國民金融公庫法の一部を改正する法律案
國民金融公庫法の一部を改正する法律案
國民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中但書を削る。
第四条に次の一項を加える。
3 第一項の規定により業務の一部を代理する金融機関の役員又は職員であつて当該代理業務に従事する者は、刑法明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
第五條第一項中「百三十億円」を「百七十五億円」に改める。
第十七條中「（明治四十年法律第四十五号）」を削り、同條の次に次の一條を加える。
（退職手当）
第十七條の二 公庫は、役員及び職員に對する退職手当の支給の基準

を設けようとするときは、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。
第二十二條の二第一項中「公庫の予算に定められた金額の」を削る。
第二十三條中「若しくは復興金融債券」を削る。
第三十二條第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。
第三十五條から第四十條までを次のように改める。
第三十五條から第四十條までを削除
附則
この法律は、公布の日から施行する。但し、改正前の國民金融公庫法第三十五條及び第三十七條の規定は、昭和二十八年九月三十日まで、は、なお、その効力を有する。
2 國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定に基いて國民金融公庫に設けられた共済組合（以下「共済組合」という。）は、昭和二十八年十月一日に解散するものとする。
3 共済組合の解散及び清算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十三條、第七十四條本文、第七十八條から第八十條まで、第八十二條及び第八十三條（法人の清算）の規定を準用する。この場合において、同法第七十四條本文中「理事」とあるのは「國民金融公庫總裁」と、同法第八十二條中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」と読み替へるものとする。
4 共済組合が解散した場合において、残余財産があるときは、その残余財産は、政令で定めるところにより、國民金融公庫又は國民金融公庫に係る健康保險の保險者（以下「保險者」という。）に歸屬する。
5 前二項に規定するものの外、共済組合の清算に關して必要な事項は、政令で定める。
6 昭和二十八年九月三十日に現に共済組合の組合員である者については、同日に退職したものとみなして國家公務員共済組合法の退職給付に關する規定を適用する。
7 昭和二十八年十月一日以後において國家公務員共済組合法の規定により支給すべき退職年金、廢疾年金及び遺族年金並びに廢疾一時金及び年金者遺族一時金は、國民金融公庫がその負担において支給するものとする。但し、前項に規定する者が昭和二十八年十月一日前に廢疾にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾病のため同日以後に退職した場合においては、同法第四十二條（廢疾年金）及び同法第四十五條（廢疾一時金）の規定の適用はないものとする。
8 共済組合が國家公務員共済組合法の規定により負担した、又は負担すべきであつた保健給付及び休業給付の義務は、保險者が承継する。
9 前項の規定により保險者がする給付の費用の二分の一は、國民金融公庫が負担するものとし、当該給付の額及び支給の条件については、なお従前の例による。但し昭和二十八年九月三十日に現に共

第十九条第二項中「十万元」を「三十万圓」に改める。

濟組合の組合員である者が、同日以後引き続き国民金融公庫に在職し、この法律の施行により健康保険の被保険者となつた場合においては、その健康保険の被保険者となつたことに因つては、その者についての給付の支給を打ち切らな

10 第八項の規定により保険者が給付を行う場合においては、前項但書の規定に該当する者については、当該給付の原因となつた事故と同一の原因に基く健康保険の保険給付は行われない。

11 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四百二十二号）の一部を次のように改正する。
第二条中「及び日本電信電話公社」を、「日本電信電話公社及び住宅金融公庫」に改め、「又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）及び「農林漁業金融公庫の役員及び職員を除く。」を削る。

12 この法律施行前より引き続き国民金融公庫に在職する者がこの法律施行後六月以内に退職した場合においては、その職員がこの法律施行後もなお国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律に規定する職員として在職していたものとみなして、同法第十条の規定を適用する。

閉鎖機関令の一部を改正する法律
閉鎖機関令の一部を改正する法律
閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第九号）の一部を次のように改正する。

第六部 大蔵委員会会議録第六号
昭和二十八年六月二十四日【参議院】

七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「在外活動閉鎖機関以外の閉鎖機関で、」を「閉鎖機関のうち」に、「大蔵大臣の承認を得て、当該在外債務の総額を確実に弁済するに足りる金額に達するまでの財産を」とを「当該在外債務の総額が当該閉鎖機関の財産（債務を除く。）のうち本邦内に在る財産以外のもので（以下在外資産という。）の総額をこえる場合にはその超過額（当該閉鎖機関につき政令で一定の金額を定めたときは、その金額を加算した額）に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、その他の場合において当該閉鎖機関につき政令で一定の金額を定めたときはその金額に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、大蔵大臣の承認を得て、それぞれ」に改め、同条第三項中「前項の規定により留保した財産が在外債務の総額を確実に弁済するに足りる金額に満たなかつた場合においては、同項を前項」に、「大蔵大臣の承認を得て、当該財産のうちからその満たなかつた部分の金額に達するまでの財産を留保した後でなければ」を「大蔵大臣の承認を得た後でなければ」に改め、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改め、同条第一項を削る。

第十九条の三第一項及び第六項中「並びに在外活動閉鎖機関及び第十九条第二項又は第三項」を「及び第十九条第一項又は第十九条の三第一項」に改め、同条第二項中「特殊清算人は、」の下に「命令の定めるところにより、」を加える。
第十九条の五第一項中「その他これらに準ずるものは、」の下に「第十九条の五第一項に規定する場合を除き、」を加える。
第十九条の六中「大蔵大臣」を「特殊清算が結了した場合においては、大蔵大臣（閉鎖機関の新社が成立した場合には「新会社）」に、「第十九条の四」を「第十九条の二十二」に改める。

第十九条の七第二項中「（明治三十二年法律第四十八号）及び（明治三十一年法律第十四号）」を削る。
第十九条の三を第十九条の二十一とし、以下第十九条の七までを十八条ずつ繰り下げ、第十九条の二の次に次の十八条を加える。
第十九条の三 株式会社（これと同種の外国会社を含む）である閉鎖機関については、その発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主は、当該機関の株主に対し新たに払込又は出資をさせないで株式を引き受けさせることにより当該機関の本邦内に在る財産（第十九条第一項に規定する閉鎖機関については、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合につき同項に規定する政令で定める

金額があるときは、その金額を加算した額）、その他の場合において当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額にそれぞれ相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を留保した後の財産に限る。）をもつて株式会社を設立すべきことを特殊清算人に対して申し立てることができる。
前項の申立は、書面で行わなければならない。
前項の書面（以下申立書という。）には、左の事項を記載しなければならない。
一 申立人の氏名又は名称及び住所
二 閉鎖機関の名称
三 申立の趣旨
四 新たに設立しようとする株式会社（以下新会社という。）の目的及び業務の概要
五 その他必要な事項
第十九条の四 特殊清算人は、前条第一項の規定による申立があつたときは、遅滞なく大蔵大臣にその旨を報告するとともに、新会社の設立手続の開始の承認を求めなければならない。
特殊清算人は、前項の規定による承認があつたときは、その承認に際し大蔵大臣の指定する日（以下計画準備日という。）以後当該閉鎖機関の債務（大蔵大臣の指定するものを除く。）の弁済を停止し、その承認があつた日から三月以内に申立書の趣旨に従つて新会社設立計画面案（以下計画面案という。）を作成し、これについて株

主總會の決議を経なければならない。
前項の計画面案には、左に掲げる事項を定めなければならない。
一 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法
二 新会社が発行する株式の総数及び設立に際して発行する株式の総数
三 新会社が額面株式を発行するときは、一株の金額
四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に与えることを定めたる事項
五 閉鎖機関の株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項
六 新会社の負担となるべき設立費用
七 その他新会社の定款に記載すべき事項
八 設立の際における新会社の資本及び準備金の額
九 新会社の設立の際に閉鎖機関から新会社に移転すべき財産及びその価額
十 新会社の設立の日から一年間の事業計画及び資金計画の概要
十一 その他必要な事項
特殊清算人は、計画面案を作成する場合に、申立人の意見を参酌しなければならない。
第十九条の五 特殊清算人は、前条第二項の株主總會の決議を求める

ため、会日をもって株主總會を招集しなければならぬ。

前項の場合において、本邦外に本店を有する閉鎖機関については、他の法令又は定款にかかわらず、本邦内の主たる營業所の所在地において、株主總會を招集することができる。

第一項の規定により株主總會を招集する場合には、会日から二週間前に、株主に対し株主總會の会日及び會議の目的である事項を通知する外、命令の定めるところにより、これらの事項を公告しなければならぬ。

前条第二項の株主總會の決議は、発行済株式の総数の二分の一以上に當る株式を有する株主の賛成によるものでなければならぬ。

特殊清算人は、第三項の規定による公告をする場合においては、計圖案の外、閉鎖機関の計圖基準日の午前零時における財産目録及び貸借対照表、指定日から計圖基準日までの収支計算書並びに債務の弁済及び残余財産の分配に関する一覽表をその主たる事務所に備え置き、株主の閲覧に供しなければならぬ。

第十九条の六 特殊清算人は、計圖案について第十九条の四第二項の株主總會の決議があつたときは、遅滞なく当該計圖案に前条第五項に規定する書類を添えて、これを大蔵大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

第十九条の七 特殊清算人は、前条の規定による認可を申請したとき

は、遅滞なく、閉鎖機関に対して債権（本邦内に在る財産に限る。）を有する者（以下国内債権者という。）に対し、当該申請に係る計圖案及び新会社の設立により当該債権が当該新会社に移転することについて異議があるときは一月以内に事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告し、且つ、知れている国内債権者には、当該期間内に各別にその旨を催告しなければならぬ。

国内債権者は、前項の期間が経過した後は、同項の異議を申し出ることができない。

第十九条の五第五項の規定は、第二項の規定による公告をする場合に、これを準用する。この場合において、第十九条の五第五項中「株主」とあるのは「国内債権者」と読み替へるものとする。

第十九条の八 大蔵大臣は、第十九条の六の規定による認可の申請があつた場合において、その申請に係る計圖案が左に掲げる要件を備えていると認めるときは、前条第一項の期間の経過後、当該計圖案を認可するものとする。

一 計圖が法律の規定に違反していないこと。
二 計圖が公正、衡平であり、且つ、遂行可能であること。

大蔵大臣は、前項の規定により計圖案の認可をする場合において、閉鎖機関の国内債権者が前条第一項の異議を申し出たときは、当該閉鎖機関をして、当該国内債権者につき弁済せしめ若しくは相當の担保を供せしめ又は当該国内

債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託せしめることを条件として、且つ、計圖案に所要の修正を加えて認可するものとする。

前項の場合の外、大蔵大臣は、第一項の規定による計圖案の認可に際し、計圖案に所要の修正を加えて認可することができる。

第十九条の九 特殊清算人は、前条の規定による計圖案の認可があつたときは、遅滞なく、その旨を公告し、且つ、認可を受けた計圖案（以下決定計圖という。）をその主たる事務所に備え置き、利害關係人の閲覧に供しなければならぬ。

第十九条の十 特殊清算人は、やむを得ない事由により決定計圖に定める事項を変更するを生じたときは、これを變更し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第十九条の四第二項から第四項まで及び第十九条の五から前条までの規定は、前項の場合に、これを準用する。

第十九条の十一 特殊清算人は、第十九条の八の規定による計圖案の認可があつたときは、遅滞なく、募集設立に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定に準じて決定計圖の定に従つて新会社を設立しなければならない。この場合において、発起人の職務は、特殊清算人が行う。

前項の場合においては、検査役を委任することを要しない。

項に反して決議をすることができない。

第十九条の十三 新会社の設立の登記の申請書には、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第八十七条第二項の規定にかかわらず、同項第一号及び第七号から第九号までの掲げる書類の外、第十九条の八の規定による認可を証する書面を添附しなければならない。

第十九条の十四 新会社が成立した場合においては、他の法令の規定にかかわらず、その成立のときにおいて、決定計圖の定に従い、閉鎖機関の権利義務は、新会社に移転し、閉鎖機関の株主は、新会社の株主となる。

閉鎖機関の株式を目的とする質権は、閉鎖機関の株主が、決定計圖の定に従い受けるべき金銭及び新会社の株式の上存在する。

閉鎖機関が、前項の質権を有する者の請求により、その氏名及び住所を当該閉鎖機関の株主名簿に記載し、且つ、その氏名を株券に記載してあるときは、当該質権を有する者は、新会社に対し、前項の株主の受けるべき新会社の株券の引渡を請求することができる。

第十九条の十五 閉鎖機関の特殊清算事務は、新会社成立の日において終るものとする。

第十九条の十六 特殊清算人は、新会社が設立したときは、遅滞なく、大蔵大臣にその旨を報告しなければならない。

第十九条の十七 第十九条の八の規定による計圖案の認可があつた後、決定計圖の遂行の見込がないことが明らかになつたときは、大蔵大

臣は、特殊清算人若しくは利害關係人の申立により又は職権で、新会社の設立の手續の廃止を命ずることができる。

第十九条の十八 特殊清算人は、第十九条の八の規定による計圖案の認可がなかつたとき又は前条の規定による新会社の設立の手續の廃止の命令があつたときは、その旨を公告し、第十九条の四第二項の規定により停止している閉鎖機関の債務の弁済を履行しなければならない。

第十九条の十九 新会社の設立に關して支出した費用は、決定計圖に定められた設立費用の額を限度として、新会社が成立したときは、その新会社の負担とし、新会社が成立しなかつたときは、当該閉鎖機関の負担とする。

第十九条の二十 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十二条、第十三条及び第十四条の規定は、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第三百十八号）第一条第八号の規定にかかわらず、決定計圖の定に従い新会社の株式を取得した者が、その取得の日から二月をこえてこれを所有する場合に適用する。但し、当該株式を取得した者が、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめその期間の延長について公正取引委員会の認可を受けた場合は、この限りでない。この場合における公正取引委員会の認可は、その者が当該株式をすみやかに処分することを条件

としなければならぬ。
第二十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第十九条第一項に規定する閉鎖機関については、特殊清算の目的である債務（社債に係る債務を除く。）を弁済し、及び当該債務のうち異議のある債務、条件付の債務その他不確定の債務について、大蔵大臣の定めるその弁済に必要な財産を別除した後において、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合にはその超過額（当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額）に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、その他の場合において当該閉鎖機関につき同項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、大蔵大臣の承認を得て、それぞれ留保した後でなければ、前項の規定による指定の解除をすることができない。

第二十条の二第一項中「清算状況報告書」の下に「及び前条第二項の規定により財産を留保した機関にあつてはその附属書を加え、同条第二項中「第十九条の三」を「第十九条の二十一」に改める。

第二十条の四第一項中「本邦内に本店又は主たる事務所を有する閉鎖機関」を「外国法人でない閉鎖機関」に改め、「有有限会社である機関にあつては社員総会、」を削り、同条第二項中「前項の特殊清算人であつた者」を「第一項の指定解除機関の特

特殊清算人であつた者」に改め、「社員総会」を削り、同条第三項中「大蔵大臣は、第一項を「第一項の指定解除機関の特

特殊清算人であつた者」に改め、「社員総会」を削り、同条第四項に後段として次のように加える。
この場合において、本邦外に本店又は主たる事務所を有する指定解除機関については、当該指定解除機関の本邦内の主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

第二十条の五第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。
この場合において、第十九条の五第二項中「本邦外に本店を有する閉鎖機関」とあるのは「本邦外に本店又は主たる事務所を有する指定解除機関」と、「株主総会」とあるのは「株主総会又は総会」と読み替へるものとする。

第二十条の四に次の三項を加える。
外国会社である閉鎖機関については第二十条第一項の規定による指定の解除があつたときは、当該機関は、当該解除の日において商法第四百八十五条第一項の規定による清算開始の命令があつたものとみなす。

前項の場合において、同項の指定解除機関のその指定の解除の際における特殊清算人であつた者は、遅滞なく裁判所に對し、清算人の選任を請求しなければならぬ。

第五項の規定は、前項の場合に、これを準用する。
第二十条の七の次に次の一条を加える。

第二十条の八 指定解除機関が株式会社である場合においては、商法第三百四十三條に定める決議により会社を継続することができる。
第二十一条中「破産法」の下に「大正十一年法律第七十一号」を加える。

第二十四条の二の次に次の二条を加える。
第二十四条の三 第二十条の八の規定により継続する会社は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の適用又は地方税法（昭和二十五年法律第二百七十七号）による事業税を課する場合における同法の適用については、解散がなかつたものとみなし、且つ、法人税法第七條又は地方税法第七百四十四條第二項の規定にかかわらず、第一條の規定による指定があつた日の属する事業年度開始の日からその指定があつた日までの期間、その指定があつた日の翌日から継続の決議をした日までの期間及びその決議をした日の翌日から当該翌日を含む事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

前項の会社の第一條の規定による指定があつた日の翌日から継続の決議をした日までの事業年度分の法人税については、法人税法第十九條又は法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十二号）による改正前の法人税法

第二十一条の規定は、これを適用しない。
第二十四条の四 第十九条第一項、第十九条の三第一項又は第二十条第二項の規定により閉鎖機関が留保した財産の当該閉鎖機関の特殊清算終了後又は第二十条第一項の規定による指定の解除後における処理に關し必要な事項は、別に法律でこれを定める。

第二十九條第一項第三号中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項第四号中「第十九條の七」を「第十九條の二十五」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 閉鎖機関に關する債権の時効等の特別に關する政令（昭和二十三年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。
本則中「第十九條の四」を「第十九條の二十二」に改め、「特殊清算人が特殊清算終了の公告をした日までの下に」（閉鎖機関の新社が成立したときは、その設立の登記をした日から二月以内）を加える。

4 特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に關する政令（昭和二十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。
題名中「特定在外活動閉鎖機関等」を「閉鎖機関」に改める。
第一條中「特定在外活動閉鎖機

関及び準在外活動閉鎖機関の特殊清算終了後における」を「閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号。以下「令」といふ。）第一條に規定する閉鎖機関の特殊清算終了後又は令第二十条第一項の規定による指定の解除後における」に改める。

（定義）
第二條を次のように改める。
第二條 この政令において「引当財産」とは、令第十九條第一項に規定する閉鎖機関が、同項又は令第十九條の三第一項若しくは第二十条第二項の規定により留保した財産をいふ。

第四條第一項中「特定在外活動閉鎖機関等」を「引当財産を有する閉鎖機関」に、「第十九條の四」を「第十九條の二十二」に改め、「特殊清算終了の登記（当該閉鎖機関に對して登記がないときは、同條の規定による公告）をした場合」の下に「及び令第二十条第三項の規定による閉鎖機関の指定の解除の告示があつた場合」を加え、「第十九條の三」を「第十九條の二十一」に改め、「当該閉鎖機関の帳簿並びに当該閉鎖機関の営業若しくは事業及び特殊清算に關する重要書類」を削り、同條第二項を次のように改める。

2 前項の閉鎖機関の特殊清算が終了した場合（閉鎖機関の新社が成立した場合を除く。）においては、閉鎖機関の帳簿並びに当該閉鎖機関の営業若しくは事業及び特殊清算に關する重要書類は、令第十九條の二十四の規定

にかかわらず、管理人が当該閉鎖機関の引当財産を管理する間は、管理人が保存する。
第六条を次のように改める。

(管理の方法)

第六条 管理人は、第四条第一項の規定による引当財産の引継を受けた後遅滞なく、引当財産の管理の方法について、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

第九条中「特定在外活動閉鎖機関等」を「閉鎖機関」に改める。

第十条中「第十九条の四」を「第十九条の二十二」に改め、「公告をした日」の下に「又は第二十条第三項の規定による告示をした日」を加える。

5 閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に関する政令（昭和二十五年政令第三百五十六号）の一部を次のように改める。

第二条第一項中「法務府令」を「法務省令」に改める。

第三条第一項中「法務総裁」を「法務大臣」に改め、同条第二項中「閉鎖機関整理委員会の主たる事務所（当該特殊清算人が閉鎖機関整理委員会以外の者であるときは、当該閉鎖機関の本店）」を「その主たる事務所」に改める。

鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案
鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定

にかかわらず、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が発行する鉄道債券及び電信電話債券に係る債務並びにこれらの者が借り入れる長期借入金で外貨をもつて支払われるものに係る債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができらる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。
第六十二条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第四条第三十五号を次のように改める。

三十五 債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。

第十号第五号の次に次の一号を加える。

五の二 債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。

昭和二十八年七月八日印刷

昭和二十八年七月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局